

金沢市食の安全・安心行動計画（第2次）（案）

1 計画の趣旨

- ・平成17年4月に、平成21年度までの5年間の現計画を策定
- ・平成21年度末でその計画期間が終了

この間も食品の安全を揺るがす事案が続発

中国製冷凍ギョウザ、事故米不正転用、原産地偽装、給食パン楊枝混入事件など

- ・引き続き、消費者の視点に立った「食」の安全・安心確保のための
中期的な施策をまとめた

2 計画の基本的な考え方

食品安全基本法の基本理念と石川県食の安全・安心の確保に関する基本方針に則り
市民の食の安全・安心の確保に関して総合的に取り組むため
関係各課が計画的に展開する施策を体系的にまとめた

3 施策の概要

金沢市食の安全・安心行動計画（第2次） 平成22～26年度	
安全を確保するための方策	
生産	安全な農畜水産物の生産と供給 ・研修会などでの 農薬や化学肥料、動物用医薬品等の使用方法遵守と使用記録作成の指導
製造・加工 流通 販売	食品取扱い施設への監視、広域流通食品対策、検査体制の強化と 法令の趣旨の徹底による事業者の意識向上による「安全」の確保 ・広域流通食品に関する全国の保健所等との連携と監視指導の強化 ・輸入や国産の農産物の残留農薬検査の強化・充実 ・事業者等の表示の指導の強化、意識向上のための啓発
消費	正しい食品知識や情報提供による家庭での食の安全確保 ・適切な情報提供による家庭での食中毒予防
安心を確保するための方策	
食の安全情報の提供やリスクコミュニケーション、食育等による「安心」の確保 ・各種メディアや地域における食品安全教室などでの食の安全情報の提供 ・消費者からの相談受付体制の整備・充実 ・地域や学校、保育所等における食育と連携した食の安全情報の提供	

4 計画の期間

平成22年度から平成26年度（5年間）

5 行動計画の主要施策

別紙 「行動計画の体系」参照